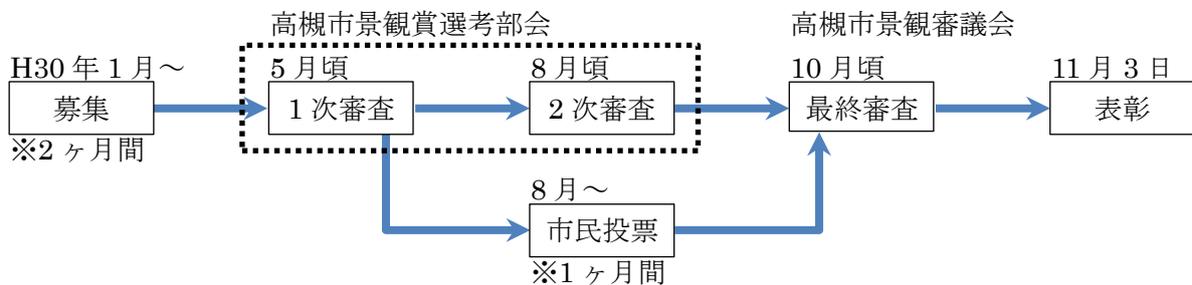


(仮称) 高槻市景観賞の実施について

1 表彰の流れ



1-1 募集

- 周知については、自治会の回覧や関係機関の窓口等で応募用紙付チラシを配布するほか、ホームページや広報誌を活用
- 受付については、応募用紙に写真を添えて都市創造部都市づくり推進課まで郵送又は持参のほか、簡易電子申込にて対応

1-2 1次審査・2次審査

- 1次審査では、応募書類をもとに、2次審査に進む候補作品を選考
- 2次審査では、現地調査等をもとに、表彰にふさわしい作品を審議会に推薦（複数可）

1-3 市民投票

- 高槻市景観賞に対する関心を高めることで、市民の景観意識を醸成することを目的に実施
- 建造物部門で1次審査を通過した作品を、市役所、小寺池図書館及びイオン高槻店等の市内の会場やホームページで展示するほか、広報誌の特集を活用して周知
- 市内に在住、在勤または在学している方を対象に、会場やインターネットで1ヶ月間にわたって投票を受付
- 投票結果は審議会に報告し、表彰の公表にあわせてホームページで紹介
- 投票を促進するため、抽選で粗品を贈呈



投票のイメージ

1-4 最終審査

- 審議会にて、選考部会の推薦作品と市民投票の結果をもとに授賞作品を審議（複数可）
- 市民投票の結果を踏まえ、“市民賞”などの特別表彰についてもあわせて審議

1-5 表彰

- 市制施行 75 周年の記念式典で、表彰作品の所有者や代表者等に対し、表彰状とともに銘板や盾等を授与
- 式典の開催にあわせて授賞作品のパネル展示を実施
- 高槻市景観賞と授賞作品を紹介する冊子を作成し、式典参加者や関係機関の窓口等で配布



表彰式のイメージ



パネル展示のイメージ



記念品の作成事例

3 高槻市景観賞選考部会の設置

- 高槻市景観審議会規則第 4 条に基づき、表彰の選定に必要な部会として設置
- 1 次審査と 2 次審査をもとに、表彰にふさわしい作品を景観審議会に推薦

4 その他

- 高槻市景観賞の表彰は、市政施行記念事業にあわせて実施